

第十九回 参議院内閣委員会會議録第二十四号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)午前
十時三十七分開会

委員の異動

四月十九日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 植竹 春彦君
竹下 豊次君

委員

井上 知治君
重宗 雄三君
白波瀾米吉君
井野 碩哉君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君

政府委員

法務省入国
管理局长 鈴木 一君
農林政務次官 平野 三郎君
林野庁長官 柴田 榮君

事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件
○逆事の補欠選任の件

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○國務大臣等の私企業等への関与の制

限に關する法律案(八木幸吉君外八十二名發議)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

理事補欠互選の件を議題といたしました。理事でありました上原正吉君が委員を辞任せられてより長らく理事が欠けておりますので、その補欠互選をいたしたいと存じます。理事互選は如何に取計らいますようか。

○矢嶋三義君 理事の補欠選任は、成規の手續を省略して、委員長において指名せられんこと動議を提出いたします。

○委員長(小酒井義男君) 只今の矢嶋君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは委員長は理事に植竹春彦君を指名いたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に先立つて鈴木入国管理局长より説明を受けます。

○政府委員(鈴木一君) 昨日の委員会におきまして資料の御要求がございました。只今お手許にお配りいたしました。まだ到着いたしておりませんが、すぐ参りますのでお配りいたします。それは東京管理事務所業務内容につきまして、いわゆるポリュウムと

定員の關係を詳細昨日提出いたしました。それが同じようなものを横濱管理事務所及び神戸管理事務所についても出すようにという御要求がございましたが、それを只今持つておるわけでございますが、そのほかに港出張所を置きます際にどのくらいの一休経費がかかるかというふうなお話がございます。それは今詳しい数字を持つておりませんので、その旨についておきましたので、その旨につきましてお答えを申上げたいと思っております。

例えば新潟の港出張所のごときは、審査官が一名、警備官が一名という、大体二名の構成で実施いたしたいと思っておりますが、そういうふうな余り大きくない港出張所をモデル・ケースとして計算してみますと、入国審査官一名、警備官一名、定員二人に對しまして大体人件費が三十七万円ほど要ります。二人の旅費、東京へ連絡に来るとか、或いは護送のために東京へ問題になつた人を連れて来るというふうなことで、この旅費が約三万五千円、それから庁費といたしまして消耗品その他が一萬八千円、事務室を借ります借料が六万円、そのほかいわゆる審査に要します消耗品、郵便切手であるとか、電報料であるとかというふうなもの、五万円程度で、全体で大体五十四、五万円というものが一つの港出張所を運営いたしますのに必要でございます。これは港の大きさによります。いろいろ運いまして、これが大体のモデル・

ケースであり、一つの目標であると存じます。

第二のお答えといたしまして、今回港出張所を三つ置くのであるが、予算並びに定員につきまして何ら新しく加えるものではない、従来の経費をやりくりしまして、定員もまかなえれば予算もまかなうという御説明を申上げ、且つ又港出張所という看板を掲げますと、従来港出張所という特別の役所がなかつたために、例えば新潟のごときは東京から長期出張をし、或いは伏木富山のごときは名古屋の事務所から長期出張をするというふうなことで出張旅費が相当かかっている、そういうことが新らしく出張所を設けます理由の相当な部分を占めておりますので、それならば一体算的に見てどのくらいの経費節約になるかという御質問があつたのでございますが、これは計算をいたしてみますと、新潟におきましては、これは東京からわざわざ出張をして滞在をしておるとの関係で、若し新潟出張所ということにすれば、若し駐在するということになりますれば、旅費がその分だけ節約になるわけでございます。これは今まで旅費として十萬円余り出しておりました。それから伏木富山のはうは、やはり名古屋から旅費を出して出張をしておりますので、これが十六萬五千円、合せまして二十萬円というものがまる／＼旅費として将来要らないということによつて節約になるわけでありまして、新潟は先

般申上げましたように、すでに長期駐在官がおりますが、伏木富山のはうはまだ事務所を借上げておりませんが、伏木富山につきましては、今後六万円程度の事務所を借りる費用が要るわけでありまして、従いまして総計いたしまして二十萬余りというものが、今回三つの出張所を設けますことによりまして具体的に節約される額でございます。資料がそのうち届きますと思っておりますが、一応御説明を申上げた次第でございます。

○竹下豊次君 この間ちよつと私表を作つて頂くようにお願ひしたので、この表によると出国が一つということであつたことなすね、こんな少ない所に事務所の必要がどうしてあるのかというふうに思ふのです。それから高知は出国一つ、あとは零なんです。これは事務所ではないようですね、これは港として指定されておると思ふ。こんな少ない所にこんな必要で事務所がおかれたのですか。

○政府委員(鈴木一君) 甚だ恐れ入りますが、この大きい表を、定員並びに各事務所、港出張所のポリュウムを示しまして、それに定員がどの程度配置されておるかということに更に御希望がございましたので詳細に作りましてお配りいたします。こちらのほうが御覧になりやすいと思ひます。この表の中ほどが高松でございます。高松はいわゆる高松の欄で事務所という欄に二十二

名の定員が配置されております。そのほか港出張所が新居浜、宇野、それから指定港が坂出、小松島、今治でございます。それから高知、松山とございまして、事務所の仕事は港のことにつきましてでは殆んどない。で違反調査その他下のほうの欄に詳しく出ておりますが、大体におきまして不法に滞在し、不法に入国したいわゆる法律の常道を通らない、或いはそれに引つかつかつたという者につきましてはいろいろ／＼な手続で調べましたりする、そういうことが非常に多いのであります。それが又事務所の主たる仕事であります。港のほうはいち／＼船が入りますものをチェックしてあります、貨物船にもやはり船員がおります、船員が上陸をする上陸をするときにいち／＼特別上陸のシヨアパスというものを発行いたしました、いち／＼チェックいたします。そういうようなことで港のほうは観光客のない船でもやはり手はかかるのであります、そういう意味でいろいろ仕事の分量が出ています。ございまして、高松の港は恐らく、あそこは御承知のように高松は指定港ではないのでございまして、船が入りますことがあつたので、こういう数字が出ています、具体的にはこちらの大きい表を御検討願いたいと思つております。

仕事をなさるのに都合がいいのじやないか。この船の非常に入らないので、やはり船関係のことなんでしょう、大体は却つて不便じやないか。その疑問を聞いています。○政府委員(鈴木一君) 入国管理業務は必ずしも港だけでございませんで、例えば東京であるとか神戸或いは大阪、横浜というところ、外国人がたたくさん集団してあります。そういうような中央で扱います仕事は非常に多いのでございまして、東京のときは東京に事務所があり、且つ又東京港の出張所が必要であるというわけで、港の外に総括的な時に不正規の人を扱う事務所が是非必要なのであります。これは港では正規の手続で入つて来る人をチェックするのであります。その中で手続が誤つて来た人を発見した場合に、事務所が引取つて調べ以外に、例えば集団して大阪のときは十万人近い朝鮮の人たちがいる、その中にもぐつて日本に滞在してあります人が相当いるわけでありまして、そういう人々を一々調べて返戻調査をする、或いはつかまえて返戻調査をする、或いはつかまえて返戻調査をする、その間大村収容所に入れないで仮放免しておくというふうなこともございまして、その件数が大体ここに出ておるわけでございます。

○竹下豊次君 今東京、大阪のお話がありました。それは私もわかりますが、高松も同じような状態がありますか、東京、大阪と似よつたですね。○政府委員(鈴木一君) 高松もやはり同じようでありまして、やはり朝鮮の人たちが相当おります。中国人も若干おります。そういうふうなことで高松のほうは主として四国全体と岡山県を管轄しております、それ全体の違反調査というふうなことをここでまとめやつておるわけでございます。○竹下豊次君 そうすると出張して調べたりなんかするのには交通の便を主として、高松におくほうが便利であるというお考えなんですか。○政府委員(鈴木一君) 大体そうでございます。○竹下豊次君 高松に事件が多いからということですか。○政府委員(鈴木一君) その通りでございます。大体行政管轄区域の中心ということになりまして。○竹下豊次君 それからさつきちよつと申上げましたが、高知に、たつた一つしかないという所に出張所などをおく、出張所はないのですか。○政府委員(鈴木一君) 高知は出張所はございません。

○竹下豊次君 出張所じやないのですか。指定港というの、そこから上陸したり出て行つたりすることのできる港という意味ですか。○政府委員(鈴木一君) 指定港は出入国管理令によりまして、入国出国の審査をするために法務大臣が指定した港ということになっております、若し指定港以外で出入をする場合には、日本側としては、つまり入国管理局のほうから誰か人を派遣しないでもよろしい、従つてそこからは物の揚げ下しはあるかも知れないけれども、人の出入りはできないという建前になっております。○竹下豊次君 たつた一年に一件しかないところにもこれを指定する必要はあるのでございませぬか。○政府委員(鈴木一君) これはやはり開港ということになっておりまして、外国船が当然出入できるというまあ特種な関係でございまして、開港という制度もございまして、それに合せて指定港という制度を我々のほうではとつておるわけでございます。従ひまして船が入りますと、そこに出張所のない場合には、いつ何時に船が入るといふことで、それを目当てに事務所のほうから出張をして参りまして、その船に乗り込んで審査する、上陸をする人のパスポートを調べ、或いは乗員手帳を見ましてそれに上陸の許可を与える、そういう審査を出張をしてやるわけでありまして。○竹下豊次君 そうでしようが、それで一年に一つしかないようなところにわざわざ／＼／＼という指定港として上陸などを許可して、わざわざ／＼／＼人を出張させるかという事です。○政府委員(鈴木一君) これは我々のほうから申しますと必要ないように思つたのであります、やはりその港に例えれば工場がございまして、保安工場があつて確実な製品を積出すというふうな、そういう産業的な立地条件からそういう港に船が入りやすいようになるわけでございます、まあ我々のほうはその関係のあとを追つて行くというふうな関係がございまして、又昨日も議論のありましたように教習のごときは、最初出入があると思つて指定しましたにかかわらず船が入つて来ないというふうなこともございまして、これは法律のほうがあつて追つかけるような恰好になりまして多少のずれがあろうかと存じます。

○八木幸吉君 只今頂戴しました横浜入国管理事務所業務概要、それから神戸も同じものを頂いたんですが、この人数の、所長、次長、課長は、下の人数に入つていますか、入つていませんか。下の現員というところにとか二とか四とかいろいろ数字がございまして、この数字の中に所長、次長、課長は入つておりますか、入つていませんか。○政府委員(鈴木一君) これは入つておりません。○八木幸吉君 そうしますと、横浜の入国管理事務所の人員は、大体全部で四十四人と私は勘定し、神戸のほうは八十二人と勘定したわけなんです、神戸と横浜と東京、三つを比べてみますと、東京が七十八人、横浜は四十四人、これを寄せると百二十二人になります、この横浜と東京と両方の百二十二人でやりなつておる仕事のポリユウムは、神戸の八十二人のおやりになつておる仕事のポリユウムの六割ぐらいであるように一応見受けられます、そうしますと神戸のほうは非常に能率がいいと、大ざつぱに言つてこう考へてよろしいと思つております。○政府委員(鈴木一君) お話の点はそういうふうな感じがいたすのであります、実は神戸のほうは、大阪に是非当局としては新しい事務所を設けたというふうな考へ方がございまして、神戸に相当件数がたまつておる、たまつておると申しますか、処理すべき件数が非常に多いというふうなことでおわかり頂けると思つております。○八木幸吉君 神戸の仕事が人数が少なくなつて非常に渋滞しておるといふようなことはございませぬですか。○政府委員(鈴木一君) 渋滞している

ことは今のところないと思いますが、これは非常に入国管理局出発当初から、少い人員と少い予算でやつて参りまして、無理に無理を重ねておられますので、特に入国審査官というふうな定員の要求を毎度いたしておられますが、お認めを頂けないで非常に苦心しておりますが、できるだけ、無理をしてまでもみんなに働いてもらつております。非常に仕事の過労という方面からは職員に對しまして非常に気の毒に思つておる次第でございます。

○八木幸吉君 この人数を拜見しまして、能率の点において相当の差があるように思ひます。我々としては行政能率、公務員の過勞にならないことは無論考慮に入れて頂いて、あらゆる方法の科學的研究をなさつて、その能率を上げることが我々の希望でありますから、その点今後とも御留意下さるようお願いいたしまして私の質問を終ります。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。
午前十一時一分速記中止

午前十一時三十分速記開始
○委員長(小酒井義男君) 速記を起して下さい。それでは法務省設置法の一部を改正する法律案につきましては次回に質疑を続行することといたします。

○委員長(小酒井義男君) 続いて國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案について、発議者代表八木幸吉君より補足説明を受けたいと思ひます。

○八木幸吉君 この法律案の立法趣旨

につきましては、邊般委員会での提案理由の説明の際に一応申述べたのでございますが、それを補足する意味で以下御説明させて頂きたいと思ひます。

この法律案の主な狙いは、國務大臣等は行政政府における最も重要な職でありますので、若しこれから國務大臣等が私企業に關与いたしておりましたならば、一方においては、その本務を公正に行う上に支障を来たすことが予想せられ、又他方においては、これらの人々が一身を捧げてその本務に専念することが妨げられることともなりますので、この二つの点を防止せんとする点にあるのでございます。本来が國務大臣等の私企業への関与を制限することとは、國務大臣等の重要な職責等に鑑みまして政府みずからの手で自肅されるべき筋合ひのものでありまして、これがために新たに立法の必要はないようにも考えられるのでありますが、過去におきましても國務大臣が私企業に關与しておつたかたがあり、又現關係中にも私企業に關与しておるかたのあることは、前回の当委員会におきまして緒方國務大臣の答弁で明らかでございます。現在の事情から見ましてこれを現状の姿のままに放任しておくことはできない段階に達しておると存じますので、私の特にこの法律案を發議することを決した次第でございます。

なお、國務大臣等行政政府の最要職にある者の私企業等への関与についてはそのような制限立法を必要とすると同じように、立法院の要職にある者を、即ち参議院議員の私企業への関与についても、例えば國庫から補助金等金銭上の利益を受けておる会社であると

か、國の工事の請負をなす会社であるとか、そのような会社の役員になることを制限するといふような立法を必要とするのではなからうか、國務大臣等と河院議員と、この兩種の私企業関与の制限を立法化するべきではなからうかという御議論を私どもはときどき耳にいたすのでありまして、それは勿論傾聴すべき御議論と存するのであります。併しながら、ただここに注意すべきは、國務大臣は行政の重要な処分を専行する権限を持つておりますが、河院議員は立法と予算に關与はいたしませんが、何分行政上の処分権を持つておるものではございません。又議員が立法と予算に關与するの合議体の一員として關与するのであります。この点行政処分を専行する國務大臣とは大いに趣きを異にいたしております。このような兩者の権限上の差異を彼は勘案いたしまして、私どもはこの際は先づ國務大臣等行政政府の最要職にある人々の私企業等への関与について制限する立法の実現を図つて河院議員の問題につきましては別に研究したいと思ひ存じておるのでございます。

つきましては立法者查局のかたへにも相談をいたしたのでございますが、立法者查局のかたの御意見として、フランスの立法例等を参照して立案してみようとのことでございまして、昨日更にその後の進捗状況を聞きに参りましたところが、現在衆議院に政治資金規正法の一部を改正する法律案として、会計検査院の任意的検査事項に該當する会社その他の法人より出されておりました、この禁止の条項と同時に国会議員の兼職禁止の条項と

して一応考えられると思つたのでありますが、この条項に準じて国会議員の兼職を禁止するといふことは、国会議員の兼職の通りと考えるのでございます。

一、國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金、負担金、その他これ等に準ずる交付金を交付してゐる会社その他の法人の役員
一、國が直接、又は間接に貸付金、利子補給金、損失補償等の財政援助を与えて居る会社その他の法人の役員
一、國が資本金の全部又は一部を出資して居る会社その他の法人の役員
一、國が資本金の全部を出資してゐる会社その他の法人から出資を受けて居る会社その他の法人の役員
一、國が借入金又は利子の支払ひを補償してゐる会社その他の法人の役員

一、國又は公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である会社その他の法人の役員
なお国会議員の兼職禁止の問題と關連して考えられますことは、立候補資格制限の問題でございまして、明治四十一年四月法律第五十八号によつて改正されたされた衆議院議員選挙法第十三条第二項には、「政府の請負を為す者又は主として政府の請負をなす法人の役員は被選挙権を有せず」という規定がありまして、大正十五年六月三十日法律第八十二号の改正によつて廢止されるまで存続いたしておつたのでございます。併し国会議員兼職禁止の問題を被選挙権の制限にまで遡りますと、余りに問題が広範囲に亘りますので、この問題は他日の研究に譲りたいと思ひます。又国会議員の兼職禁止の

問題も最初に申述べました通り、國務大臣の兼職禁止の問題とは多少性質を異にいたしておりますので、国会議員のほうは引続き研究させて頂くこととしまして、この際は本法律案を切り離して御審議を願ひまして、御賛成を賜わらば發議者として誠に幸いと存する次第でございます。一言補足説明をさせて頂いた次第であります。

○委員長(小酒井義男君) 御質疑ございませんか。ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君) それでは速記を始め下さい。

それでは國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案につきましても、質疑は、次回に続行いたしますことといたします。
次に人権委員会設置法案の質疑、これも次回に続行いたしますことといたします。

○委員長(小酒井義男君) 只今矢嶋委員から農林省設置法の一部を改正する法律案を緊急議題とするようにという動議がございまして、これを議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ぶるあり〕
○委員長(小酒井義男君) それでは議題といたしまして、農林政務次官、平野三郎君より説明を受けたい。

○政府委員(平野三郎君) ただ今議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
長野管林局は、長野市の地方支分部局として長野県西筑摩郡福島町に所在し、長野県一円及び新潟、岐阜両県の

問題も最初に申述べました通り、國務大臣の兼職禁止の問題とは多少性質を異にいたしておりますので、国会議員のほうは引続き研究させて頂くこととしまして、この際は本法律案を切り離して御審議を願ひまして、御賛成を賜わらば發議者として誠に幸いと存する次第でございます。一言補足説明をさせて頂いた次第であります。

○委員長(小酒井義男君) 御質疑ございませんか。ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(小酒井義男君) それでは速記を始め下さい。

それでは國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案につきましても、質疑は、次回に続行いたしますことといたします。
次に人権委員会設置法案の質疑、これも次回に続行いたしますことといたします。

一部を管轄し、国有林野三十五万八千ヘクタール及び公有林野官行造林地二万八千ヘクタールを管理経営しているものであります。これを本年度中に長野野市に移転するというのが、この法案の趣旨であります。

長野野市が現所在地に設置された沿革は、昭和二十二年の林政統一、国有林野事業特別会計発足に当り、当時の時間的制約及び資材経費不足等の事情を勘案して一先ず福島町の元帝室林野局支局の建物を使用する暫定措置を講じたことによるのであります。現所在地から長野野市に移転させることは、次に申上げる理由からこの数年間の懸案であつたのであります。

即ち、国有林野事業の重要性の増大に伴い、営林局の対社会的接觸面は急激に拡大されつつあり、管下営林署の業務を統轄、監督する本来の使命に併行して他の行政、関係団体等の連絡折衝が重要な任務となつて来ているのであります。然るに現所在地は、木曾地方の旧御料林の中心地ではあります。地方の行政及び経済の中核から程遠く、そのため長野野市は、対外交渉の面において時間的経済的に多大の犠牲を余儀なくされているのであります。

加ふるに、福島町は山地険隘の地勢にあつて宅地が乏しく、事業量の増加に適應した庁舎その他の施設の拡大の余地は全くなく、職員勤務能率の上にも著しい支障を来している実情であります。

かような事情でありますから、長野野市を、県都として地方の行政及び経済の中心地であり、且つ、広潤な敷地に恵まれてゐる長野野市に移転し、現所

在地における不便を解消し、国有林野事業の合理的経営と事務能率の向上を図りたいと存するのであります。以上が、この法案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○矢嶋三義君 簡単に二、三点伺います。この附則に「昭和三十年三月三十一日までの範囲内において政令で定める」とありますが、どういふ見直しを持つていますか。

○政府委員(平野三郎君) これはできるだけ迅速にやりたい、かように考へておるわけでございます。で、すでに敷地なども長野野市に準備もいたしておるのでもございますが、諸般の手續の関係から、いつというものはつきりわかりませんので、一応さういふふうにいたしました。政令で定めるとしたのでございますが、できるだけ速かに法案が成立したら行いたい、かように考へておるのであります。

○矢嶋三義君 今のあなたの答弁によると、こころ、二カ月以内には執行いたしたい、こころいふ見通しのように聞き取れるのですが、さうですか。

○政府委員(平野三郎君) 長官から。○政府委員(柴田榮君) 具体的な点に關しましては、庁舎その他の準備等のために今直ちに見通しつかないために、実は年度内一杯ということを一応期限といたしまして、準備のでき次第政令で決定させて頂く、こころいふことにお願ひいたします、こころ思つておるのであります。予算の關係は、二十九年度予算一応御決定を願つた範囲内におきまして準備を進めることに大蔵省と了解を得ておりますので、年

度内に今のところ完成の見通しはちよつと困難であります。一先ず仮庁舎で出発したい、かように考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 この法律案理由説明書は、極めて明確で御尤もだと私も感ずる次第ですが、こころいふ問題というのは、よく地元が起るの、別、別にトランプはなく、官側も、民間側も、大体において了解してゐることなどでしょうね。

○政府委員(平野三郎君) 実はこれは数年間の懸案でございます。又非常に希望せられ、又国家的に見ましても、勿論この法案を提出いたしましたように必要であります。ただ地元の木曾福島町だけが、まあこれに反対をせられるということ、まあそのために非常な行きかみをしてきた、相当延びたようなわけでございます。併しこれも相当時間がたちました間に、林業試験場の分場を木曾福島町に置きまして、ここで又今までの建物は利用して、農林省の職員が残つてやつて行くというふうなことで、現在は地元も止むを得ないというところで納得をいたしまして、平靜に帰しておるといふ、こころいふ次第であります。

○植竹春彦君 この改正案の御趣旨は誠に御尤なものと思ひますけれども、長野野市に営林局がござりますと、前橋の営林局が非常に近いことにならうと思ひますが、まだこのほかに長野野市とされは、例えば東京へ営林局を、及びその管轄範囲を変更するとか、その他福島県とか、いろいろ全国についての御計画があらうかと思ひますが、それらの農林当局の御意向はどうである

か。若しそいつたような全国的な改正をせられる意図があらうならばそれはいつ頃提案されるか、その見通しについて長野野市長官柴田さんから伺ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田榮君) 営林局の管轄区域の整備、再配置の問題に關しましては、実は前々から現在の状態が合理的であるというには私も考へておらないのでございますが、実は御承知の通り昭和二十二年から国有林野の林政統一が成りまして、直ちに特別会計によりまして運営、出発いたしました。際によりまして早々の間に一応従来の施設を利用し、比較的無理なく設定しようというために、例えばこの木曾福島の

○政府委員(柴田榮君) 本来一貫して考へるのが筋でございます。が、長野野市が現在の所在地木曾福島は、御承知の通り木曾谷の極めて険隘な地域にありまると、従来木曾川流域を主体としておりました御料林野を管理経営するために選ばれた位置なのでございます。今日二十二年以来旧国有林等を合併いたしました長野の一円を管轄することになりました結果、機構の整備に伴ひまして相当内容の充実を図らなければならぬにもかかわらず、具体的に施設の増設等も全く余地がない。なお職員施設の増設に關しましては全然その余裕がない。而も御料林時代におきましては世襲財産の経営として一応私有林経営に近い経営だ

けを主体としたして参りましたが、国有林となりまして性格上行政的の關連が極めて強くなるというために、行政機關との連絡が非常に多くなつて参つておるのでございます。それらの点を勘案いたしますと、今日木曾福

して頂かなければ、なか／＼実現に困難を来すというふうな場合が多いのでございます。さうな機会がござりますれば是非とも合理的な単位といたしましての営林局の区域の再配置をお願いいたします。それに伴ひて営林局の位置の再配置等もいろいろ案を立案いたしました。御審議を願ひたいと存じております。その時期につきましては全体の行政機構改革の最も近い時期にこれを私も併せて御考慮を願ひたい、こころいふに考へておる次第でございます。

○植竹春彦君 それでは特に長野野市だけ今回お取上げになつた理由は、これはどこにありますか。

○政府委員(柴田榮君) 本一貫して考へるのが筋でございます。が、長野野市が現在の所在地木曾福島は、御承知の通り木曾谷の極めて険隘な地域にありまると、従来木曾川流域を主体としておりました御料林野を管理経営するために選ばれた位置なのでございます。今日二十二年以来旧国有林等を合併いたしました長野の一円を管轄することになりました結果、機構の整備に伴ひまして相当内容の充実を図らなければならぬにもかかわらず、具体的に施設の増設等も全く余地がない。なお職員施設の増設に關しましては全然その余裕がない。而も御料林時代におきましては世襲財産の経営として一応私有林経営に近い経営だ

島に管林局がありまして日々の経営と行政連絡のためにも、非常に多くの同首脳部の旅行その他に要します無駄な時間と経費を繰返して全体の能率を落している。而も今日長野管林局の職員

の構成から言いまして、三割以上が通勤を余儀なくされておられ、これらの点からいたしまして管林局の運営上極めて非能率、不合理に行わなければならぬという現状は、この際看過できないところまで行つておられますので、さう

な全般の機構改革の時期を突は待ち得ないというところまで差迫つてい

る事柄を、これは皆さんも客観的に、実は衆議院の農林委員会の各派の先生方も御視察頂きまして、のつびきならぬ

という事情も御了解を頂きまして、ひとまず位置の移動だけをこの際地元も皆願つておられますので、是非一歩前進という

意味で表現をさせて頂きたい、かような考え方から進めていられる次第でございます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質疑ございませぬか。速記をとめて下さ

い。 [速記中止]

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下下さい。それではほかに御発言もな

いようございませぬが、質疑はこれを以て終つたものと認めて御異議ござい

ませぬか。 [異議なしと呼ぶ者あり]

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認め

ます。 それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○竹下豊次君 私は本案に賛成いたし

ます。ただ二つだけこの際希望を当局に申述べておきたいと思つておりま

す。一つは先ほど植竹委員から御質問に

なりました点と同様であります。私など今日の林野行政機構を見ており

ます。場合、管林局の分布、その管轄地域等におきましても現在の状態が決して理想的でないと思つております。こ

の問題につきましては、第十三回国会であつたと思はれますが、政府当局か

ら機構の改正案が出されたのでありま

す。その際いろいろないきさつで参議院の当委員会におきましてそれが通過

していることがございます。それがまだ実行できないうちに今度長野の分だけを切

離して提案されたということになつて

おります。いざれ只今林野庁長官からの御答弁を伺つておられます、できる

だけ早い機会に又その機構の改革につ

いて提案されるというお気持ちであろうと思つておりますが、私なども、特に

それを急ぎにする必要がある、かように考えておられますので、その点を希望申上げておきたいと思はれます。

それからもう一つは今度福島にあり

ます。その長野に移転されるということになりまして、地元福島町を初めと

しましてその附近の人たちは非常に落胆することであらうと思つてお

ります。経済的に考へてもよりそうであ

ります。又感情的に考へてみましてもよほどの打撃を受けることだらうと

いうふうには私は想像しておるわけであり

ます。自分のことを申し上げまして甚だ失礼

でありますけれども、私は実は曾て長

野原で警察部長をいたしておつたこと

がありまして。その際に大仕掛けの警察

署の整理をいたしました。その際に大仕掛けの警察署の整理をいたしました。その際に大仕掛けの警察署の整理をいた

した。その際に大仕掛けの警察署の整理をいた

した。その際に大仕掛けの警察署の整理をいた

が、なおそのほかにも何か適当なものがあ

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

りまして、それらも今後一つ加えてやつて頂きたいと、かように考へてお

たします。本案を原案通り可決することに賛成のおかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容等につきましては、前例によつて委員長に御一任願うことに御異議

ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認め

ます。 それでは委員長の議院に提出します報告書に多数意見者の署名を必要といたしますので、本案を可とされたかたの御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

矢嶋 三義 井野 碩哉

植竹 春彦 重宗 雄三

白波瀬米吉 八木 幸吉

井上 知治 竹下 豊次

山下 義信

○委員長(小酒井義男君) では本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和二十九年五月八日印刷

昭和二十九年五月十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局